

令和 8 年 7 月 1 7 日

保護者 様

大阪府立淀川工科高等学校
校長 西 尾 典 之

台風接近等にもなう対応について（変更のお知らせ）

盛夏の候、平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

台風接近等にもなう対応につきまして、6月25日にお知らせを配付いたしましたが、大阪府教育庁からの調査などを踏まえ、下記のとおり内容を一部変更いたしました。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- ・大阪市または守口市に**暴風警報**・**暴風雪警報**が発令されている場合
- ・大阪市または守口市に**レベル5 特別警報**・**レベル4 危険警報**（ともに大雨、土砂災害、高潮）が発令されている場合
- ・学校所在地の旭区または守口市に**レベル4 河川氾濫警報**（淀川水系）が発令されている場合

(1) 授業日等

- ① 午前7時までに解除の時、平常通り。
- ② 午前9時までに解除の時、SHR（10：30）、3時限（10：40）より開始。
- ③ 午前11時までに解除の時、SHR（13：05）、5時限（13：15）より開始。
- ④ 午前11時を過ぎても発令中の時、臨時休業。

（授業が午前で終了するときは、午前9時現在で判断）

※授業終了は平常の時刻をめどとし、必要な場合、授業時間の繰り下げや短縮等を行う。

(2) 定期考査

- ① 午前7時までに解除の時、平常通り。
- ② 午前11時までに解除の時、次の時程で実施。

13：05	登校・SHR
13：15～14：05	1時限目の考査科目
14：20～15：10	2時限目の考査科目
15：25～16：15	3時限目の考査科目

- ③ 午前11時を過ぎても発令中の時、臨時休業とし、実施できない考査科目は最終日の翌日に延期。

※登校後に発令されたときは、学校長の指示に従う。

※生徒の居住地域のみに発令された場合、当該生徒は自宅待機とする。警報が解除されても、居住地域・家庭・通学経路等の状況により登校が困難と、生徒または保護者が判断したときは自宅待機を継続する。